

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号
許認可等の種類	用途変更における用途規制の例外許可	根拠条項	法第87条第2項
審査基準	○建築基準法第48条の準用であり、法第48条の許可基準と同じ。		
	※建築審査会の同意が必要。		
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課
		交付機関	土木事務所
		標準処理期間	90 日
		標準経由期間	日
		目次NO	78